

意見交換を行うとともに、児童虐待の防止に向けて要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、個別ケースへの的確な対応を図ります。

- ・生活困窮者に対する支援については、福祉分野の相談支援機関をはじめ、様々な支援機関や関係団体と連携して各困窮者の支援プランを策定するとともに、支援プラン策定に関わっていない支援機関や関係団体とも事例報告会や意見交換会を開催し、連携を推進して支援の充実につなげます。
- ・区内福祉事業関係団体の社会福祉施設連絡会、デイ事業者連絡会、障害者施設連絡会の開催等を通し、地域福祉活動についての情報交換を行い、事業者間の日頃の連携強化・協働の取組みを推進します。

④セーフティネットを支える人材の専門性の確保

- ・分野別ケース検討会議等において、関係機関職員のスキルアップを図るため、困難事例等の検討及び研究を行います。
- ・心身障害者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなど専門性の高い後方支援機能を活用するとともに、権利擁護^{*}や認知症支援、障がい者支援等に関する福祉事業者の取組みと連携することによって、保健福祉センターの専門性を高めます。

⑤地域福祉推進のための財政基盤の強化

- ・地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組むとともに、活動資金調達に向けた助成金情報等を提供して地域福祉推進のための財政基盤の強化を図ります。

■成果目標

	平成 27 年度	平成 30 年度
「保健福祉や介護等に関する相談の場が身近にある」と答えた区民の割合	44.1%	60% 以上

3. 権利擁護の推進

①虐待・DV防止施策の推進

- ・虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、権利擁護の必要性や権利侵害に関する正しい知識・理解を、市民に身につけてもらい、虐待を発見したときは通告するなどの協力が得られるよう、啓発や通告窓口の周知を行います。
- ・介護支援事業者、民生委員等地域役員に対して障がい者・高齢者虐待を早期に発見する視点や発見した際の対応策について研修を行い、事業に携わる職員の知識を深めるとともに、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター、総合相談窓口(ブランチ)、保健福祉センターとの連携を促進します。
- ・児童虐待の防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するため、児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」の運営を行い、実務者会議によって実行性ある支援策を検討し、個別ケースに応じた援助、対策を行います。
- ・障がい者や高齢者の虐待を早期に発見し、適切な支援や見守りについて情報交換を行うため、関係機関により構成された「障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」の運営を行い、個別ケースに応じた対応の充実に努めます。
- ・DV被害者の迅速かつ安全な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援を行うことを目的として、DV対策事業を行います。

②判断能力の不十分な人々への支援

- ・成年後見制度やあんしんさぼーと事業が円滑に利用されるように、制度の周知・啓発や相談体制の充実に努めます。
- ・医師会・区・地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)で実施している認知症連絡会を開催し、認知症等高齢者の支援および知識の普及啓発に努めます。また、地域や社会福祉協議会等とも連携し、一体的に取り組みます。
- ・認知症サポーター養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動を充実するとともに、判断能力が不十分な人の自立した生活を支える市民後見人の養成など市民参加による取り組みを推進します。
- ・徘徊認知症高齢者支援事業「ひまわりじゃらん」を充実し、医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、徘徊による行方不明の恐れがある認知症高齢者等に対する見守りネットワークを構築することによって、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完

的なものとして、早期発見・保護につなげます。

- ・認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行います。
- ・消費者被害を未然に防止するために、悪質商法が疑われる店舗を発見したら消費者センター等とも協力して情報収集に努め、地域に情報提供、啓発を行います。

■成果目標

	平成 27 年度	平成 30 年度
「虐待ではないかと疑われる状況を見かけたら通報する」と答えた区民の割合	71.1%	80% 以上